

## 宇多津町お試し移住滞在補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は多くの移住希望者が本町を訪れる機会を創出するとともに、香川県外から本町への移住を促進するため、予算の範囲内で宇多津町お試し移住滞在補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し移住 香川県外に在住する者が、本町への移住を検討するため、本町での暮らしの体験や情報収集等を目的として、一時滞在することをいう。ただし、観光、転勤、出張、出向、研修等を主たる目的とした一時滞在は除く。
- (2) 利用者 本町へのお試し移住をする直前の1年間のうちに、本町が、香川県外又はオンラインで実施する移住相談に参加したのち、お試し移住する者をいう。
- (3) 同行者 利用者に同行する同一世帯員のうち1名をいう。
- (4) 宿泊施設 町内に所在する、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条に基づく届出がなされている施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、利用者であって、町との移住面談等を経て、町が移住相談受付票若しくはこれに類する書類を作成した者及び同行者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (2) 申請時において、本町の町税に滞納がある者
- (3) その他、町長が補助対象とすることが適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、利用者及び同行者が宿泊施設に宿泊した際の宿泊費（ただし、標準的な1泊2食付きの

宿泊料（朝食のみ又は食事なしの場合を含む。）とする。ただし、国や県補助金等が交付されている事業は対象外とする。

2 補助対象経費とする宿泊日数は、2泊以上7泊以下とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額と、利用者及び同行者それぞれの宿泊日数の合計に3,000円を乗じた額のいずれか低い額とする。

（補助対象期間）

第6条 補助金の交付対象となるお試し移住の期間は、毎年4月1日から翌年2月末日までとし、この期間内に連続して行う滞在を対象とする。

（申請回数の制限）

第7条 補助金の交付申請は、1年度につき1回までとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、お試し移住開始日の10日前までに、宇多津町お試し移住滞在補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、年度開始の4月1日から4月10日までの間にお試し移住を開始する場合は、お試し移住開始日までに申請することができる。

(1) 申請者及び同行者の現住所を証する書面の写し

(2) その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、宇多津町お試し移住滞在補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、宇多津町お試し移住滞在補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、宇多津町お試し移住滞在補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第11条 申請者は、お試し移住終了後30日以内、又はお試し移住した年度の3月10日のいずれか早い期日までに、宇多津町お試し移住滞在補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設に宿泊した領収書等の写し
- (2) その他町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による実績報告及び請求があったときは、その内容を審査し、交付が適当と認められるときは、交付金額を確定し、宇多津町お試し移住滞在補助金交付確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとし、当該通知後に補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、宇多津町お試し移住滞在補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。